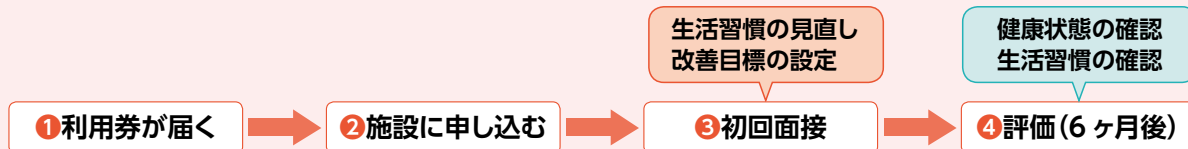


# 特定保健指導の利用について

特定健診受診の結果メタボリックシンドローム該当となり、特定保健指導対象となった方は生活習慣の改善が必要となります。特定保健指導利用券がご自宅に届くほか、組合委託業者より利用勧奨のお電話を差し上げることがあります。**無料**で受けられますのでぜひご利用ください。

## 特定保健指導を**病院**で受ける場合



### 実施施設について

特定保健指導を受けられる施設は、**茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野・東京・千葉・神奈川にある実施施設**

\*ただし、当組合と特定保健指導に関する契約をしている施設に限ります。

\*施設は「特定保健指導利用券」に同封の実施機関一覧表をご参照いただくか、当組合ホームページをご覧ください。お電話でもどうぞ(保健事業係048-631-2211)

※利用の際は、実施施設にご確認のうえ、お申し込みください。

### 持参するもの

- ① 特定保健指導利用券 ② 被保険者証 ③ 結果表(特定健診を受けたときに送付されたもの)
- ④ その他、施設が必要としているもの

### ■ 利用できる期間 ■

組合から「特定保健指導利用券」が送付されてから、**令和2年3月31日まで**

\*上記期間は、「**初回面接**」を受けられる期間となります。

2回目以降または6ヶ月後の評価等は4月1日以降でも受けられます。

\*年度途中で当組合の資格を喪失した場合は、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。

## 特定保健指導を**訪問**で受ける場合

病院等における面接の他に、組合から委託を受けた事業者が直接訪問し面接を行う方法を実施しております。昨年128名に利用いただきました。**対象者は当年度の健康診断の実施日、予算等を考慮して組合にて抽出します。**



※勤務先その他、カフェ・ファミレスにて、土日や勤務後の実施も可能となります。

◎委託先より連絡がされない方についても、希望により利用できます。

※個人情報につきましては、委託先との契約により厳重に秘匿されております。

特定保健指導業務委託機関

株保健支援センター

本社：熊本県熊本市中央区保田窪1-10-38

電話番号：0120-62-3833

昨年度は特定保健指導対象者869名の中より、電話連絡で253名の方に訪問による特定保健指導のご案内を実施し、内128名の方と面接を行っております。

※特定保健指導も特定健診と同様、国から目標率(国保組合全体の目標率は30%、当組合は平成29年度実績で15.7%)が求められるだけでなく、生活習慣病の予防効果が期待されます。

※特定保健指導の費用は、当組合が負担いたします。個人への請求はありません。